2020年5月15日 日 本 銀 行

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対 応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の実施日について

日本銀行は、2020 年 4 月 27 日の政策委員会・金融政策決定会合において、「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の制定を決定しましたが (注)、今般、その実施日を 2020 年 5 月 15 日とすることとしましたので、お知らせします。

(注) 詳細については、本ホームページに掲載されている 2020 年 4 月 27 日付の「「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の制定等について」をご参照ください。

以 上

<本件照会先>

金融市場局 中嶋 (03-3277-1234) 池田 (03-3277-0055)